

発議第 1号

水田活用の直接支払交付金見直しに関する意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

令和4年3月15日 提出

提出者	江差町議会議員	飯田 隆一
〃	〃	塚本 眞
〃	〃	出崎 太郎
賛成者	江差町議会議員	萩原 徹
〃	〃	室井 正行
〃	〃	小梅 洋子
〃	〃	西海谷 望
〃	〃	小野寺 眞
〃	〃	小林 くにこ
〃	〃	大門 和幸

【提出先】内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

水田活用の直接支払交付金見直しに関する意見書

地域農業においては、農業生産基盤を維持しながら、国民の食料安定生産に取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の影響や食生活多様化等から主食用米の需給が安定せず、相当程度の作付転換が見込まれる状況にあります。

しかし、今般の水田活用の直接支払交付金制度の見直しは、これまで地域農業を支えてきた生産者の中長期的な営農計画や生産基盤に大きな影響を受けることが懸念されているところです。

つきましては、地域農業における生産振興の実態と生産現場の意見を踏まえた政策運用となるよう、下記事項を要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

政府においては、現在、水田活用の直接支払交付金を含む米政策の見直しを行っております。

当地域は、昭和40年代から主食用米の生産調整に取り組みながら、麦や馬鈴薯をはじめ、地域の気候にあった作物への作付け転換を行い、主食用米の需給安定と生産者の経営安定、農業生産基盤の維持強化に努めてまいりました。

今般の水田活用の直接支払交付金の見直しは、主食用米の需給のみならず、小麦、大豆、牧草など、転作作物全体の需給にも大きく影響を及ぼし、生産者の営農計画や地域の農業振興計画にも大きな変更を余儀なくされるなど、農業経営に及ぼす影響は計り知れません。

当地域は本年度から道営農地整備事業が開始され、令和21年度までの間を5地区に分け、水稻の作付継続を見据えた面整備や用水のパイプライン化、排水設備の整備などを行っていくこととしておりますが、当該制度見直しにより事業完了前に交付対象外水田が生じる可能性を含んでおり、事業の継続が難しいものとなることが予想されます。

また、当該見直しにより離農が加速するとともに担い手への農地の集積が対応しきれなくなることで耕作放棄地が発生するほか、交付対象外水田が発生することで農地価格の下落が懸念されます。これによりさらに担い手への集積が困難となり、生産性の高い当町の輪作体系が維持できず、農業所得の減少が生じてしまいます。

さらに、耕作放棄地が発生することで農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮も困難となり、地域の崩壊に繋がりがねません。

土地改良区においては、組合員の賦課金によって成り立っていることから、当該見直しによる組合員の減少や耕作放棄地の発生は、賦課面積の減少による賦課金の増加やそれに伴う徴収困難案件の発生が起き、施設の維持管理や運営が困難になります。

よって、今後の水田活用の直接支払交付金の詳細なルール設定に当たっては、農業生産の向上に当たる団体の意見にも配慮し、十分かつ慎重に検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、提出いたします。

令和4年3月15日

江差町議会議長 打越 東亜夫